

2006年5月23日

各位

会社名 双日株式会社  
代表者名 代表取締役社長 土橋 昭夫  
(コード番号 2768 東証第1部/大証第1部)  
問合せ先 広報部長 稲田 隆  
電話番号 03 5520 3404

定款変更の付議内容の一部変更に関するお知らせ

当社は、2006年4月28日付けの「定款の一部変更に関するお知らせ」に記載のとおり、同日開催の取締役会において、2006年6月27日開催予定の「第3回定時株主総会および普通株主様による種類株主総会」に定款の一部変更について付議することを決議していましたが、本日開催の取締役会において、かかる定款の一部変更の付議内容につき、一部変更することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 2006年5月16日付けの「第一回 種優先株式の普通株式への転換完了に関するお知らせ」に記載のとおり、2006年5月15日をもって、残存していた当社第一回 種優先株式が全て普通株式へ転換され、その後、本日付にて、当社がかかる優先株式を消却したことにより残存する第一回 種優先株式がなくなりましたので、当社定款から第一回 種優先株式に係る記載を削除するものであります。
- (2) 2006年4月28日付けの「優先株式の一扫による当社の資本構造再編について」に記載のとおり、当社は、同日、第三回および第四回転換社債型新株予約権付社債（以下「本CB」）の発行決議を行い、これに伴い発行可能株式総数および普通株式の発行可能種類株式総数を増加させる定款の一部変更を付議することを同日開催の取締役会において決議してありましたところ、同日時点では、本CBの下限転換価額が未確定であったことから、本CBの下限転換価額の下限値（300円）を用いて本CBの転換に対応する普通株式数の最大数を算出し、かつ、その時点で残存していた第一回 種優先株式が下限転換価額で普通株式に転換されることを前提として、定款変更による増加後の発行可能株式総数および普通株式の発行可能種類株式総数を定めておりましたが、2006年5月16日付けの「転換社債型新株予約権付社債発行にかかる上限転換価額および下限転換価額の確定に関するお知らせ」に記載のとおり、下限転換価額が341.3円に確定しましたので、改めて、かかる下限転換価額を用いて本CBの転換に対応する普通株式数の最大数を算出し、また、残存していた第一回 種優先株式が下限転換価額を上回る転換価額ですでに転換されたことをふまえ、定款変更による増加後の発行可能株式総数および普通株式の発行可能種類株式総数を下記2.記載のとおり変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は添付のとおりであります。

なお、添付以外の規定については、2006年4月28日付けの「定款の一部変更に関するお知らせ」に記載の定款変更の内容からの変更はありません。

3. 日程

取締役会決議日	2006年4月28日(金曜日)
取締役会決議日(一部変更)	2006年5月23日(火曜日)
定款変更のための株主総会開催日	2006年6月27日(火曜日)
定款変更の効力発生日	2006年6月27日(火曜日)
現行定款第4条(公告の方法)の変更のみ2006年9月1日(金曜日)に効力発生)	

以上

(下線は2006年4月28日取締役会決議による定款変更の付議内容からの変更箇所)

2006年4月28日取締役会決議による 定款変更の付議内容	2006年5月23日取締役会で決議した 定款変更の付議内容の変更による変更後の 付議内容
<p>第6条(発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、<u>16億3,482万5,000株</u>とする。当社の普通株式、<u>第一回種優先株式</u>、<u>第二回種優先株式</u>、<u>第三回種優先株式</u>、<u>第四回種優先株式</u>、<u>第一回種優先株式</u>、<u>第一回種優先株式</u>、<u>第一回種優先株式</u>、<u>第一回種優先株式</u>、<u>第一回種優先株式</u>、<u>第一回種優先株式</u>および<u>第二回種優先株式</u>の発行可能種類株式総数は、それぞれ、<u>14億8,900万株</u>、<u>630万株</u>、<u>2,630万株</u>、<u>2,630万株</u>、<u>2,630万株</u>、<u>2,630万株</u>、<u>150万株</u>、<u>1,995万株</u>、<u>1,087万5,000株</u>および<u>200万株</u>とする。</p>	<p>第6条(発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、<u>14億8,852万5,000株</u>とする。当社の普通株式、<u>第二回種優先株式</u>、<u>第三回種優先株式</u>、<u>第四回種優先株式</u>、<u>第一回種優先株式</u>、<u>第一回種優先株式</u>、<u>第一回種優先株式</u>、<u>第一回種優先株式</u>、<u>第一回種優先株式</u>および<u>第二回種優先株式</u>の発行可能種類株式総数は、それぞれ、<u>13億4,900万株</u>、<u>2,630万株</u>、<u>2,630万株</u>、<u>2,630万株</u>、<u>2,630万株</u>、<u>150万株</u>、<u>1,995万株</u>、<u>1,087万5,000株</u>および<u>200万株</u>とする</p>
<p>第9条(単元株式) 当社の普通株式、<u>第一回種優先株式</u>、<u>第二回種優先株式</u>、<u>第三回種優先株式</u>、<u>第四回種優先株式</u>、<u>第一回種優先株式</u>、<u>第一回種優先株式</u>、<u>第一回種優先株式</u>、<u>第一回種優先株式</u>、<u>第一回種優先株式</u>および<u>第二回種優先株式</u>の単元株式数は、<u>100株</u>とする。</p>	<p>第9条(単元株式) 当社の普通株式、<u>第二回種優先株式</u>、<u>第三回種優先株式</u>、<u>第四回種優先株式</u>、<u>第一回種優先株式</u>、<u>第一回種優先株式</u>、<u>第一回種優先株式</u>、<u>第一回種優先株式</u>および<u>第二回種優先株式</u>の単元株式数は、<u>100株</u>とする。</p>
<p>第11条の2(第一回種優先株式) <u>第一回種優先株式の内容は、添付別紙1のとおりとする。</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p>第11条の3(第二回種優先株式) <u>第二回種優先株式の内容は、添付別紙2のとおりとする。</u></p>	<p>第11条の2(第二回種優先株式) 第二回種優先株式の内容は、<u>添付別紙1</u>のとおりとする。</p>
<p>第11条の4(第三回種優先株式) <u>第三回種優先株式の内容は、添付別紙3のとおりとする。</u></p>	<p>第11条の3(第三回種優先株式) 第三回種優先株式の内容は、<u>添付別紙2</u>のとおりとする。</p>
<p>第11条の5(第四回種優先株式) <u>第四回種優先株式の内容は、添付別紙4のとおりとする。</u></p>	<p>第11条の4(第四回種優先株式) 第四回種優先株式の内容は、<u>添付別紙3</u>のとおりとする。</p>
<p>第11条の6(第一回種優先株式) <u>第一回種優先株式の内容は、添付別紙5のとおりとする。</u></p>	<p>第11条の5(第一回種優先株式) 第一回種優先株式の内容は、<u>添付別紙4</u>のとおりとする。</p>
<p>第11条の7(第一回種優先株式) <u>第一回種優先株式の内容は、添付別紙6のとおりとする。</u></p>	<p>第11条の6(第一回種優先株式) 第一回種優先株式の内容は、<u>添付別紙5</u>のとおりとする。</p>
<p>第11条の8(第一回種優先株式) <u>第一回種優先株式の内容は、添付別紙7のとおりとする。</u></p>	<p>第11条の7(第一回種優先株式) 第一回種優先株式の内容は、<u>添付別紙6</u>のとおりとする。</p>
<p>第11条の9(第一回種優先株式) <u>第一回種優先株式の内容は、添付別紙8のとおりとする。</u></p>	<p>第11条の8(第一回種優先株式) 第一回種優先株式の内容は、<u>添付別紙7</u>のとおりとする。</p>
<p>第11条の10(第二回種優先株式) <u>第二回種優先株式の内容は、添付別紙9のとおりとする。</u></p>	<p>第11条の9(第二回種優先株式) 第二回種優先株式の内容は、<u>添付別紙8</u>のとおりとする。</p>
<p>第11条の11(優先順位) <u>第一回種優先株式</u>、<u>第二回種優先株式</u>、<u>第三回種優先株式</u>、<u>第四回種優先株式</u>、<u>第一回種優先株式</u>、<u>第一回種優先株式</u>、<u>第一回種優先株式</u>および<u>第二回種優先株式</u>に係る優先配当金および優先中間配当金ならびに<u>第一回種優先株式</u>、<u>第二回種優先株式</u>、<u>第三回種優先株式</u>、<u>第四回種優先株式</u>、<u>第一回種優先株式</u>、<u>第一回種優先株式</u>、<u>第一回種優先株式</u>および<u>第二回種優先株式</u>に係る残余財産の分配の支払順位は、それぞれ同順位とする。</p>	<p>第11条の10(優先順位) <u>第二回種優先株式</u>、<u>第三回種優先株式</u>、<u>第四回種優先株式</u>、<u>第一回種優先株式</u>、<u>第一回種優先株式</u>、<u>第一回種優先株式</u>、<u>第一回種優先株式</u>および<u>第二回種優先株式</u>に係る優先配当金および優先中間配当金ならびに<u>第二回種優先株式</u>、<u>第三回種優先株式</u>、<u>第四回種優先株式</u>、<u>第一回種優先株式</u>、<u>第一回種優先株式</u>、<u>第一回種優先株式</u>および<u>第二回種優先株式</u>に係る残余財産の分配の支払順位は、それぞれ同順位とする。</p>

(下線は2006年4月28日取締役会決議による定款変更の付議内容からの変更箇所)

2006年4月28日取締役会決議による 定款変更の付議内容	2006年5月23日取締役会で決議した 定款変更の付議内容の変更による変更後の付 議内容
<p>第一回 種優先株式に係る配当金および中間配当金の支払順位は、<u>第一回 種優先株式</u>、第二回 種優先株式、第三回 種優先株式、第四回 種優先株式、第一回 種優先株式、第一回 種優先株式、第一回 種優先株式および第二回 種優先株式に劣後し、第一回 種優先株式に係る残余財産の分配の支払順位は、<u>第一回 種優先株式</u>、第二回 種優先株式、第三回 種優先株式、第四回 種優先株式、第一回 種優先株式、第一回 種優先株式、第一回 種優先株式および第二回 種優先株式に劣後するものとする。</p>	<p>第一回 種優先株式に係る配当金および中間配当金の支払順位は、第二回 種優先株式、第三回 種優先株式、第四回 種優先株式、第一回 種優先株式、第一回 種優先株式、第一回 種優先株式および第二回 種優先株式に劣後し、第一回 種優先株式に係る残余財産の分配の支払順位は、第二回 種優先株式、第三回 種優先株式、第四回 種優先株式、第一回 種優先株式、第一回 種優先株式、第一回 種優先株式および第二回 種優先株式に劣後するものとする。</p>
(別紙1) 第一回 種優先株式要項	< 削除 >
(別紙2) 第二回 種優先株式要項	(別紙1) 第二回 種優先株式要項
(別紙3) 第三回 種優先株式要項	(別紙2) 第三回 種優先株式要項
(別紙4) 第四回 種優先株式要項	(別紙3) 第四回 種優先株式要項
(別紙5) 第一回 種優先株式要項	(別紙4) 第一回 種優先株式要項
(別紙6) 第一回 種優先株式要項	(別紙5) 第一回 種優先株式要項
(別紙7) 第一回 種優先株式要項	(別紙6) 第一回 種優先株式要項
(別紙8) 第一回 種優先株式要項	(別紙7) 第一回 種優先株式要項
(別紙9) 第二回 種優先株式要項	(別紙8) 第二回 種優先株式要項

以 上